

24五監第374号
平成25年1月25日

請求人 様

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 谷川 等

住民監査請求について（通知）

平成24年12月6日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により不適法であるので却下します。

記

1 請求の内容

(1) 請求書の提出及び補正

平成24年12月6日に請求書が提出された。

請求書に不備があると認めたので、平成24年12月21日までに補正を行うよう求めたところ、同月14日に補正書が提出された。

(2) 請求の要旨

請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証する書面によると、請求の要旨は、次のとおりである。

平成21年度五島市おが粉製造機導入事業費補助金（以下「補助金」という。）については、1組合の利益のための事業であり、自社での設備投資が必要な事業であるから、地域活性化・生活対策臨時交付金（以下「交付金」という。）762,929,000円に対する平成21年度五島市おが粉製造機導入事業費（以下「事業費」という。）72,274,230円（10%）及び事業費に対する補助金68,832,600円（95.2%）が多すぎる不当な支出であるので、五島市長及び旧五島市長に対し、補助金の返還請求を求める。なお、請求人は、平成20年11月から平成23年11月まで岡山県に居り、本件補助事業の話を目にしたのが平成24年10月で、補助金支出を知ったのは同年11月のため、請求が1年を超えてしまった。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の

負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定し、同条第2項は、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、住民監査請求をすることができない旨規定している。

このような請求期間の制限は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法又は不当なものであったとしても、いつまでも監査請求の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして定められたものである。しかしながら、当該財務会計上の行為が極めて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合など、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したとしても、客観的にみて当該財務会計上の行為を知ることができない場合についてまで、その趣旨を貫くことは相当でないから、正当な理由があるときは、例外として、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、当該財務会計上の行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をすることができるとされている（最高裁判所昭和63年4月22日第二小法廷判決）。

また、財務会計上の行為又は怠る事実は、普通地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが普通地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らかな場合は、住民監査請求の対象にならないとされている（最高裁判所平成6年9月8日第一小法廷判決）。

したがって、普通地方公共団体の住民が住民監査請求をするためには、その対象が当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であること、当該財務会計上の行為又は怠る事実により当該普通地方公共団体に損害が生じること、正当な理由があるときを除き、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年以内の請求であることなどが要件となる。

そこで、本件請求が同条に規定する要件を満しているかについて検討する。

(1) 補助金の不当な支出について

請求人は、補助金については、1組合の利益のための事業であり、自社での設備投資が必要な事業であるから、交付金に対する事業費及び事業費に対する補助金が多すぎる不当な支出であると主張する。

しかしながら、本件請求は、補助金が支出された平成21年9月18日から1年を経過した後にされたものであり、公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から1年を経過したときは、これをするすることができないものとされている

(最高裁判所平成7年2月21日第三小法廷判決)。この点について、請求人は、平成20年11月から平成23年11月まで岡山県に居り、本件補助事業の話を耳にしたのが平成24年10月で、補助金支出を知ったのは同年11月のため、請求が1年を超えてしまったと主張する。

そこで、請求期間について検討する。

請求人の主張が、正当な理由であるかについては、監査請求の対象となる当該行為を知ること、監査請求をなすことにつき、客観的障害がある場合、即ち当該行為が極めて秘密裡に行なわれ、1年を経過した後はじめて明るみになったとか、天災、地変等で交通と絶になり請求期間を徒過した場合などを指し、特定の住民の長期の旅行、病気など監査請求当事者に関する主観的事情を含まないとされている(宮崎地方裁判所昭和57年3月29日民事部判決)ところ、請求人の主張は、監査請求当事者に関する主観的事情であり、補助金は、市の予算に計上され、公然と支出されており、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査した時、客観的にみて当該財務会計上の行為を知ることができたものであるから、正当な理由は認められない。したがって、本件請求は、請求期間を徒過している。

以上により、補助金の不当な支出については、法第242条に規定する要件を満たしていないものと判断する。

(2) 補助金の不当な支出に伴う損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の不行使について

請求人は、補助金は不当な支出であるから、五島市長及び旧五島市長に対し、補助金の返還請求を求めている。したがって、本件請求は、補助金が不当な支出であることによって生じた五島市の損害の賠償請求及び不当利得返還請求を市長が怠っているとしてなされたものである。

しかしながら、本件請求は、補助金が支出された日から1年を経過した後にされたものである。

そこで、請求期間について検討する。

監査請求が、普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法、不当であるとし、当該行為が違法、無効であることに基ついで発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第242条第2項の規定を適用すべきものとされている(最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決)ところ、本件請求は、補助金が支出された日から1年を経過している。また、(1)のとおり、本件請求には法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」が認められない。したがって、本件請求は、請求期間を徒過している。

以上により、補助金の不当な支出に伴う損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の不行使については、法第242条に規定する要件を満たしていないものと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさない不適法なものであるから、受理することはできない。